

足立さくらんぼ保育園 重要事項説明書

【2025年4月1日現在】

1. 事業者の概要

事業者の名称	有限会社杉山事務所
法人の所在地	東京都足立区新田3丁目3番14号（さくらんぼ保育園新田）
代表者氏名	代表取締役 杉山 茂
法人の電話番号	03-3927-7575
運 営 方 針	子ども達の心身ともに健やかな育成のため、最低基準を超えた設備及び運営の向上に努めます。また、子どもの成長に合わせた個性を大切にする保育を目指し、保護者及び地域への社会的責任を果たします。
事業の目的	保育事業を行う社会的責任に基づき、適確かつ継続的に経営していくことに努め、多様化するニーズに対応し、社会において一定の役割を荷うことを目的とする。
現在運営施設	東京都認証保育所B型さくらんぼ保育園（足立区綾瀬5-17-9） 東京都認証保育所A型さくらんぼ保育園新田（足立区新田3-32-14）

2. 保育園の概要

名 称	足立さくらんぼ保育園
住 所	東京都足立区中央本町1丁目12番23号
開 設 日	令和2年4月1日
電 話 番 号	03-5888-6581
嘱 託 医	医療法人社団 泰晴会 あおばこどもアレルギークリニック 足立区梅島1-4-3 院長・小児科専門医 佐藤 典子
所定定員（年齢別）	定員71名 (1) 保育時間の認定を受けた満3歳以上の児童 42人 (2) 保育時間の認定を受けた満1歳以上満3歳未満の児童 20人 (3) 保育時間の認定を受けた満1歳未満の児童 9人
取り扱う保育事業の種類	月極保育、延長保育、発達支援児保育、年末保育、産休明け保育（生後57日目以降の児童受入可能です）、乳幼児すこやか相談
開 所 日	月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始12/31～1/3を除く）
開 所 時 間	標準時間認定 7時30分～18時30分 短時間認定 8時30分～16時30分 延長時間 7時00分～ 7時30分 18時30分～20時30分
保 育 方 針	子どもたちの健康と安心・安全に細心の注意を払って事業を行うことを基本とし、1. 家庭的な保育、2. きめ細かな保育、3. 子どもの個性を尊重する保育、を保育方針としております。
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を定期的に受けその結果を情報公開しています。
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施しています。

3. 職員について

保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は以下の通りです。ただし、入所する児童数により東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、足立区保育扶助要綱、足立区私立保育所入所児童等に対する法外援護実施要綱に定める配置基準の範囲内で変更があるものとするとともに、非常勤職員については常勤換算後の定員とします。

(1) 施設長（園長）（常勤専従） 1人

園長は、保育・教育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士（常勤専従） 1人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士は配置基準に応じた数以上の人数を配置する

保育士は、保育計画等の立案とその計画に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理員 3人（常勤専従 3人 必要に応じ加配置）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 栄養士 1人（常勤専従 1人）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食、アレルギー児除去食に係る献立を作成、調理するとともに、当園全般の食育を行う。

(6) 看護師 1人（常勤専従 1人）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(7) 事務・用務員（必要に応じ配置）

事務・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

(8) 嘱託医 1人

嘱託医は、入所前の健康診断、定期健康診断、健康相談、緊急時の診察、職員及び保護者への相談・指導を行う。

4. 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

区が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。

- ・ 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認します。
- ・ 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとします。

(1) 利用子どもが小学校に就学したとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 区が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

5. 保育料について

保護者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13第1項の規定により、お子様の保護者が居住する市区町村（特別区を含む。以下「居住市区町村」という）が定める額の基本保育料を居住市区町村へ支払います。その他、保護者は延長保育料、3歳以上児は副食費を当園に支払います。

	時間帯	世帯区分	1歳以上児	0歳児
延長保育 (月極)	7:00~7:30 (朝延長)	A, B階層	月額 600円	月額 900円
		C, D階層	月額 2,500円	月額 3,750円
	18:30~19:30 (夕1時間延長)	A, B階層	月額 1,000円	月額 1,500円
		C, D階層	月額 4,000円	月額 6,000円
	18:30~20:30 (夕2時間延長)	A, B階層	月額 2,500円	月額 3,750円
		C, D階層	月額 10,000円	月額 15,000円

	時間帯	世帯区分	1歳以上児	0歳児
一時延長保 育(スポッ ト利用)	7:00~7:30 (朝延長)	全ての階層	日額 400円	日額 600円
	18:30~19:30 (夕1時間延長)		日額 800円	日額 1,200円
	18:30~20:30 (夕2時間延長)		日額 2,000円	日額 3,000円

- ※支払い方法は、月謝袋をお渡ししての現金払いと致します。
- ※補食代を含みます。夕食の提供にあつては一食500円頂きます。
- ※保育短時間認定のお子様は7:30~8:30または16:30~18:30の延長保育を利用した場合の料金は、日額500円です。それを超過した通常の延長保育時間帯については、一時延長保育の利用料に準じます。(月極夕1時間延長を過ぎた方は、スポット夕2時間延長の半額をいただきます。)
- ※副食費(対象:3~5歳児クラス)・足立区に居住する児童の副食費は足立区から補助があるため無料です。
- ・足立区以外に居住する児童の副食費については、居住自治体により対応が異なります。(居住自治体から補助がある場合、無料または減額します。)
- ※年末保育(12月29日、12月30日)・・・1日2,500円(保育料のうち1,000円を予約料として事前に徴収致します)
- ※その他、徴収料として、希望の方のみコドモンアプリ内でお子様のお写真の購入ができます。(1枚70円、1データ120円)
- 支払い方法は、アプリ内にてご案内しております。

6. 施設

施設の内容	鉄骨造 2階建て(建物面積713.20㎡) ◎乳児・ほふく室 ◎調理室 ◎事務室・医務室コーナー ◎認可基準園庭 ◎保育室・遊戯室 ◎沐浴室 ◎幼児用トイレ ◎だれでもトイレ
設備	冷暖房、床暖房、空気清浄機、加湿器
安全保障	(保険の種類) 賠償責任保険、学校契約団体傷害保険加入 (保険金額) 身体 1名2億円まで、1事故10億円まで 財物 1事故500万円まで 死亡・後遺障害100万円、入院日額1,500円、通院日額1,000円

7. 提供する保育の内容

児童福祉法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針、教育及び保育の内容に関する全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供するとともに、次に掲げるその他の便宜の提供を行います。

(1) 食事の提供 (2) 延長保育事業 (3) その他保育に係る行事等

8. 保育計画

0才児	清潔で快適な環境や保育者との関わりの中で育まれる愛着や信頼感から、安心して落ち着いて過ごせるようにしていく。また、乳児からの生活リズムを整え、生活習慣を養い、1才児への生活へとつなげていく。
1才児	保育者との情緒的な関わりの中で信頼関係を築き、その安心感の中で探索活動を活発にし、運動機能を高め、自分で行おうとする意欲を育むことに重点を置いていく。
2才児	運動機能の高まりとともに、更に探索活動が盛んになってくるので、それに適した環境を整え、子どもの伸びやかな成長を促すとともに、身の回りのことをしようとする意欲や自我の育ちを重視する保育を行っていく。
3才児	運動機能がのび、言葉の基礎ができて、自我がはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなってくるので、遊びの中で自分のしたい事、言いたい事を言葉や行動で表現できるようにしたり、友達と一緒に遊ぶ基礎を育てていく。
4才児	想像力が豊かになり、仲間との関わりの中で、目的を持って行動したり、結果を予測したりすることが出来るようになってくる。葛藤や喧嘩も増え、友達との関係の中で決まりを守ろうとするなど、活動の中心が人や友達との関わりが中心になってくるので、保育者や友達と一緒に遊びながら、集団として行動したり、つながりを広げられるようにしていく。
5才児	運動機能がますますのび、言葉により共通のイメージを持って、仲間と共に活発に遊ぶようになる。生活や遊びの中で、一つの目標に向かい力を合わせて活動し達成感や充実感をみんなで味わうことや、認識力の高まりの中で様々な経験を通して、自立心を一層高めていく。経験の中で培った意欲や心情、態度を就学に向けて活かしていく。
その他 (年間行事予定等)	(4月)入園・進級の会 (5月)子どもの日の集い、保護者会、遠足 (6月)虫歯予防デー、(7月)リトミック七夕コンサート、七夕の集い、水遊び (8月)水遊び、プール遊び、不審者訓練 (9月)園児引き取り訓練、自衛消防訓練 (10月)運動会 (11月)お買い物ごっこ (12月)クリスマス会、リトミッククリスマスコンサート (1月)お正月遊び (2月)節分の会、発表会 (3月)ひな祭りのつどい、保護者会、お別れ遠足、お別れ会、お別れ会食、卒園式 ◎その他、毎月身体測定、避難訓練、食育活動、お誕生会を行っています。 また、クラスごとに保育参観があります。

9. 毎日の保育の流れ

7:00~7:30	延長保育
8:30	朝の会
9:00	主活動(散歩、製作、体操教室、英語教室、リトミック教室、絵本読み聞かせ、食育活動等)
11:00	0歳~2歳 食事
12:00	3歳~5歳 食事
(12:00)~14:30	午睡
15:00	おやつ
16:30	帰りの会、体操、自由あそび
18:30~20:30	延長保育

※週1回リトミック、体操教室、週2回英語教室、週1回ペンシリア教室(3歳児以上)を行います。

◎お散歩コース

近隣にある、中央本町公園、弥生児童公園などにお散歩に行きます。

10. 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、毎月月末までに翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書を保育園に提出してください。個別にご相談の上、医師の指示に基づき当園にて除去食、代替食で対応いたします。
衛生管理等	集団給食施設届出を足立保健所へ提出します。(令和2年 4月 1日) 調理員および保育士は、毎月検便を行います。

11. 保護者の方が用意するもの

- ・入園時に用意するもの…バスタオル2枚等、白の上履き(2才児以上)
- ・毎日持参するもの…オムツ、パンツ、タオル、エプロン、着替え等

12. 健康診断について

- ・健康診断…0才児クラスは月1回、1才児クラス以上は年2回嘱託医が健康診断を行います。健診の結果については、児童票及び連絡帳に記載します。また、入園時にも健康診断を行っていただきます。
 - ・身体測定…月に1回身長・体重の測定を行います。結果については、児童票及び連絡帳に記載します。
 - ・歯科健診…年に1回歯科健診を行います。
- ☆その他、日常のお子さんの様子でご心配のことがありましたら、保育園にご相談ください。

13. 保育園と保護者の方との連絡について

- ・当園では、お子様が毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と保育園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合う事が大切であると考えております。そのため、保育園での状況やご家庭での状況を相互に連絡する必要があることから、連絡帳を活用します。体温、体調、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していることなどお子様のご家庭での様子も出来るだけ詳しくお知らせください。
- ・月に1回、「さくらんぼだより」を発行します。月の行事や共通の連絡事項、注意事項などをお知らせします。
- ・アプリ「コドモン」をインストールしていただき、共通の緊急連絡事項をお知らせします。

14. 保育園のご利用に際し、留意して頂きたい事

欠席する場合、又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合は又は登園の時間が遅れる場合はその日の登園予定時刻までにご連絡お願い致します。
お迎えについて	原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合でお迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には、16時までにご連絡ください。
毎朝の体温の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過し、身体の症状が良くなってから登園許可証をもって登園してください。
発熱のある場合	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。また、登園後37.5度を超えた場合、お迎えの連絡をさせていただきます。
投薬について	医療行為に当たる為、原則として行いません。 ただし、医師の指示書があればご相談に応じます。
登園について	車での登降園は、近隣住民の方々の迷惑となる為、禁止致します。

15. 緊急時の対応

- ・ 保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をするとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・ 保育・教育の提供により事故が発生した場合は、区及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・ 保護者の方と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

嘱託医	氏名 医療法人社団 泰晴会 あおばこどもアレルギークリニック 院長・小児科専門医 佐藤 典子
	所在地 足立区梅島 1-4-3 電話 03-3889-7404
	委託内容 (1) 新入園児の健康診断 (2) 入所児童の健康診断(年2回) および随時の健康診断 (3) 0才児健康診断(月1回) (4) 緊急傷病の治療 (5) 入所児童の健康管理に係る相談 (6) 応急処置、保健衛生等の指導・助言
救急隊	管轄消防署 足立消防署
	所在地 足立区梅島 2-1-1 電話 03-3852-0119
警察署	管轄警察署 綾瀬警察署
	所在地 足立区谷中 4-1-24 電話 03-3620-0110

16. 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施します。

消防計画作成 届出書	足立消防署 消防計画届出年月日(令和2年2月27日)
	防災管理者 杉山 美咲
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練と消火訓練(月1回)を実施します。
その他訓練	水害・土砂災害避難訓練、不審者訓練を年1回実施します。
	保育園全職員は、消防署指導による年1回の消火訓練、通報訓練、AED操作訓練等を行います。
防災設備	消火器、自動火災探知機、煙感知器、ガス警報機
避難場所	都立足立高校一帯

17. 保育に関する苦情・相談

- ・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。
- ・苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。その結果、必要な改善を行います。
- ・苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録いたします。
- ・区からの求めがあった場合は、区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

相談・苦情受付担当者 氏名 森島 洋子	電話 03-5888-6581 (役職: 保育士)
相談・苦情解決責任者 氏名 杉山 美咲	電話 03-5888-6581 (役職: 園長)
受付方法 面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。 要望、苦情等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。	

当保育所以外に、相談・苦情窓口があります。

●本部 有限会社杉山事務所 さくらんぼ保育園新田 代表取締役 杉山 茂	電話 03-3927-7575
●第三者委員 足立区青少年委員 島口 里保	電話 070-2172-0420
民生委員 日比谷 松夫	電話 03-3886-8562

18. 虐待の防止のための措置

◎当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

◎当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、適切な機関に通告します。

◎当園では、こども支援センターげんきや児童相談所と連携し、子どもを虐待から守る相談業務を行っています。育児について不安や仕事との両立の苦しさなどつらいと感じた時には、園または、下記機関に気軽にご相談ください。

名称	電話番号	相談時間
子ども支援センターげんき	03-3852-3535	月曜日から土曜日(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分
足立児童相談所	03-3854-1181	月曜日から土曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時から午後5時

19. 個人情報の取り扱い

- (1) 職員は、業務上知り得た子ども及び保護者の秘密を保持します。
- (2) 連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持します。
- (3) 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持します。
- (4) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行うものその他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得ます。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は、除きます。

20. 記録の整備

保育・教育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存します。

- | | |
|---|---------------------|
| (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 | 5年間保存 |
| (3) 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する区への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 保育所児童保育要録 | 当該児童が小学校を卒業するまでの間保存 |

21. 暴力団及び法外団員等の排除のための措置

足立区暴力団排除条例に定める責務を果たすため、暴力団及び暴力団員等の排除に関し、必要な措置を講じるものとします。